

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R6.6.10現在)

| 番号 | 事業者名<br>代表者名                 | 所在地                    | 許可の区分（許可番号）<br>再生利用業の区分（指定番号） | 処分内容 | 処分<br>年月日 | 処分理由（改善命令の内容）   | 根拠法令      | 備考 |
|----|------------------------------|------------------------|-------------------------------|------|-----------|---|-----------|----|
| 1  | 株式会社SHI-ST<br>代表取締役<br>島田 真徳 | 新潟県上越市清里区青柳1028<br>番地1 | 産業廃棄物収集運搬業<br>(第2009204262号)  | 許可取消 | R6. 4. 8  | 被処分者の使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人をいう。）は、平成26年10月11日、長野地方裁判所において禁錮以上の刑が確定し、令和2年7月8日に刑の執行を終えた。<br>このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し） | 法第14条の3の2 |    |
| 2  | 有限会社鈴信組<br>代表取締役<br>鈴木 信一    | 愛知県新城市富永字郷ノ内6番<br>地の1  | 産業廃棄物収集運搬業<br>(第2009063835号)  | 許可取消 | R6. 5. 27 | 令和5年12月1日、被処分者の役員は、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反により、懲役刑が確定した。<br>このことにより、この者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）   | 法第14条の3の2 |    |
| 3  | 有限会社樋口商事<br>取締役<br>樋口 昌広     | 長野県長野市大字下駒沢240番<br>地4  | 産業廃棄物収集運搬業<br>(第2008130778号)  | 許可取消 | R6. 6. 3  | 被処分者は、令和6年5月7日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。<br>このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）   | 法第14条の3の2 |    |